

避難行動要支援者名簿制度について

災害時に自力での避難が困難と思われる方々（避難行動要支援者）の避難支援対策のため、「避難行動要支援者名簿」を作成しております。

この制度の趣旨にご理解いただき、地域の方々や要支援者の方々が安心して暮らせる地域づくりにご協力いただきますようお願いいたします。

■対象者となる方

- ・ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3～5の方
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する方
（呼吸器機能障がいを除く内部障がいのみで該当する方は除きます）
- ・療育手帳Aを所持する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ・市の生活支援を受けている難病患者の方
- ・上記以外で支援の必要があり、登録を希望する方

※ただし、施設等入院・入所者については、施設等で対応するため対象外となります。

■名簿の内容

- ・氏名・生年月日・性別・郵便番号・住所または居所・電話番号・支援を必要とする事由

■名簿の提供先

- ・海部東部消防署・津島警察署・民生委員・児童委員・あま市社会福祉協議会・自主防災組織

※災害時の避難等に際し、避難行動要支援者の方々が可能な限り地域で支援を受けられるよう、情報提供の同意を得られた方のみの名簿を、市から上記避難支援等関係者に提供します。

■同意方法

市より、対象となる方へ個別に同意書を送付します。お手元に届きましたら同意書にご記入のうえ、ご返送ください。また、お手元に届かない方も、支援の必要があり登録を希望する場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

※災害発生時においては、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援を必ず受けられることを保証するものではありません。併せて、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではないことをご承知おきください。

■その他

この制度に関してご質問等がございましたら、問合先までご連絡ください。

問 社会福祉課 ☎444・3135

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173（子ども福祉課）または ☎189（児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応）

障がい者虐待 ☎485・5980（障がい福祉課） 高齢者虐待 ☎444・3141（高齢福祉課）

※夜間・休日における市役所への連絡は、時間外窓口につながります。

※FAX 443・2571（共通） ✉gyakubou@city.ama.lg.jp